

福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊 6)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	次 一	ページ
○福岡市職員の通勤手当に関する規則の一部改正 (第26号)		1
○福岡市収入証紙条例施行規則の一部改正 (第27号)		1
訓 令		
○人事異動取扱規程の一部改正 (第 3 号)		2
○職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正 (第 4 号)		2
○休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正 (第 5 号)		2

規 則

福岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第26号

福岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡市職員の通勤手当に関する規則 (昭和33年福岡市規則第63号) の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 を次のように改める。

第 9 条の 3 削除

第10条中「人事課長」を「労務課長」に改める。

第12条 (見出しを含む。) 中「人事課長」を「労務課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 月 4 月 1 日から施行する。

福岡市収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第27号

福岡市収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市収入証紙条例施行規則（昭和39年福岡市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号エ中「創業支援課及びグローバルスタートアップ推進課」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令

福岡市訓令第3号

人事異動取扱規程（昭和60年福岡市達甲第2号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第3条第1項を次のように改める。

職員の異動（総務企画局人事課がその事務を所管するものに限る。）を行う場合には、異動に係る職員ごとに辞令書（様式）を作成し、当該職員に交付するとともに、当該職員に係る必要な事項を総務企画局人事課長及び職員共済課長に周知するものとする。

第3条第2項中「前項の規定にかかわらず」を「第1項に規定する職員の異動であつて」に、「異動」を「もの」に改め、「場合には」の次に「、同項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員の異動（総務企画局人事課がその事務を所管するものに限る。）を行う場合には、異動に係る職員ごとに辞令書（様式）を作成し、当該職員に交付するものとする。

福岡市訓令第4号

職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成6年福岡市達甲第8号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第5条第1項中「人事課長」を「労務課長」に改める。

福岡市訓令第5号

休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程（昭和28年福岡市達甲第10号）の一部を次の

ように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第3条中「人事課長」を「労務課長」に改める。

第8条第3項中「人事課長」を「服務課長」に改める。

第10条中「速かに」を「速やかに」に、「人事課長」を「服務課長」に改める。

